発議第２１号

市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び市川市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

令和２年１１月２７日

提　出　者

市議会議員	清　水　みな子
〃	増　田　好　秀
〃	小　泉　文　人
〃	かつまた　竜　大
〃	西　村　　　敦
〃	中　山　幸　紀
〃	松　井　　　努
〃	竹　内　清　海
〃	金　子　　　正

市川市条例第　　号

市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成２３年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改める。

第２条　市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２２０」を「１００分の２２２．５」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

昨今の社会経済状況及び特別職を含む市職員の状況を考慮し、議員の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。